

長 建 産 発 第 2 号
令 和 4 年 4 月 1 3 日

会 員 各 位

長 崎 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、建設工事現場での社会保険加入対策について、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成 24 年 7 月通知・令和 2 年 10 月改定）に基づき、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを求めるなど、対策の履行強化を図ってきたところです。

このたび、令和 6 年 4 月 1 日以降、建設業においては労働基準法の時間外労働の上限に関する規制が適用され、請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となっていることから、同ガイドラインが別添の参考資料のとおり改訂され、本年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

つきましては、同ガイドラインの取扱いについて、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げますとともに、社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に進むよう、ご協力いただきますようお願い申し上げます。